

少年院における 矯正教育と社会復帰支援

平成28年8月26日（金）
第1回青少年問題調査研究会
久里浜少年院 首席専門官

本日の発表内容

- 新少年院法の概要
- 少年院とは
- 久里浜少年院の対象者
- 矯正教育の内容
- 社会復帰支援

新少年院法の概要

- 平成27年6月1日施行
- ポイント
 - ① 再非行防止に向けた処遇の充実
 - ・ 矯正教育の基本的制度の法定化
 - ・ 社会復帰支援の実施
 - ② 適切な処遇の実施
 - ③ 社会に開かれた施設運営の推進

少年院とは①

○ 少年院法第3条

少年院は，次に掲げる者を収容し，これらの者に対し矯正教育その他の処遇を行う施設とする。

- ・ 保護処分 of 執行を受ける者
- ・ 少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者

○ 全国に52庁（分院5庁含む）

少年院とは②

○ 少年院法第4条（少年院の種類）

第1種～第4種

* 年齢

* 心身の著しい障害の有無

* 犯罪的傾向

* 受刑在院者

○ 少年院法第30条（矯正教育課程）

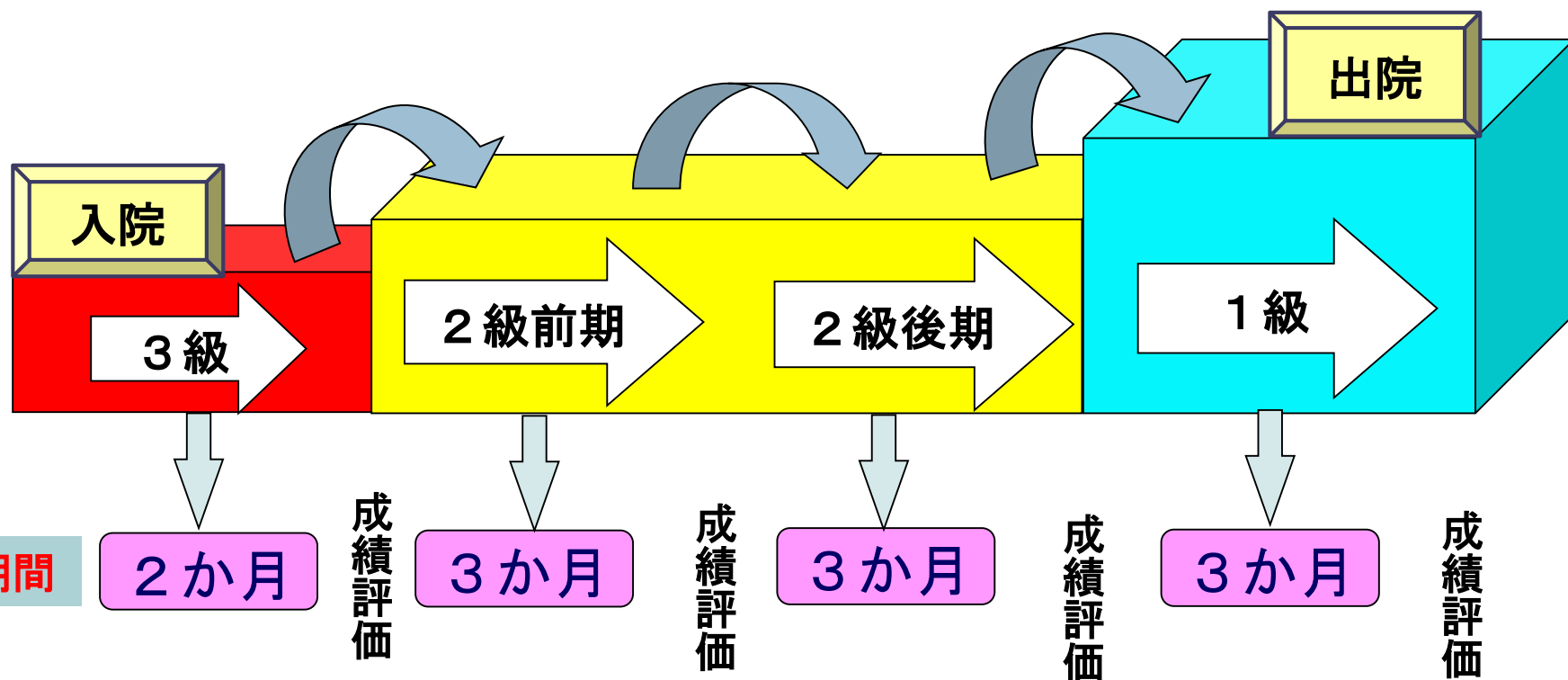
一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容と標準的な期間を定めたもの

久里浜少年院の対象者

種類	収容対象	矯正教育課程	在院者の類型
第一種	①保護処分の執行を受ける者で、 ②心身に著しい障害がない ③おおむね12歳以上23歳未満の者	社会適応課程Ⅱ	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの
		社会適応課程Ⅲ	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者
第二種	①保護処分の執行を受ける者で、 ②心身に著しい障害がない ③ <u>犯罪的傾向が進んだ</u> おおむね16歳以上23歳未満の者	社会適応課程Ⅳ	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を要する者
		社会適応課程Ⅴ	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者
第四種	少年院において刑の執行を受ける者	受刑在院者課程	受刑在院者

入院から出院まで（久里浜少年院の一例）

【処遇の段階の向上】



【第1種少年院：標準11か月】

矯正教育の内容

職業指導

勤労意欲を高め、職業生活に必要な知識・技能を身に付けさせる指導

体育指導

自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培うための指導

生活指導

基本的な生活習慣や、適切な対人関係の持ち方等を習得するとともに、自身の問題点を改善するための各種指導

教科指導

義務教育指導のほか、補習教育指導・高等学校教育指導など、学力の状況に応じた指導

特別活動指導

情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うための各種指導



生活指導①

(個別担任制度によるきめ細やかな指導)



生活指導②（特定生活指導）

在院者個々が抱える事情に着目し，その改善を図る指導（全6種類）

被害者の視点を取り入れた教育

薬物非行防止指導

性非行防止指導

暴力防止指導

家族関係指導

交友関係指導

職業指導①

有為な職業人としての一般的な知識・態度，職業選択能力，職場適応力の習得を目的とした指導

職業生活設計指導科

①社会人としての基礎マナー

- ・ ビジネスマナー
- ・ キャリアカウンセリング講座
- ・ 対人関係円滑化指導 等

②事務処理能力

- ・ 読解力, 基本的会話力
- ・ 計算力 等

③パソコン操作能力

職業指導②

有為な職業人としての一般的な知識・態度，職業
選択能力， 職場適応力の習得を目的とした指導



農園芸科



サービス科(洗濯科)

職業指導③

各種資格取得

- 危険物取扱者（乙種第4類）
- 締固め用機械運転特別教育
- 高所作業車特別教育
- フォークリフト運転特別教育
- 日本語ワープロ検定 等



教科指導

- ・ 補習教育指導

 - 漢字学習， 自主計画学習

- ・ 高等学校教育指導

 - 高等学校卒業程度認定試験のための学習

体育指導



ソフトボール

特別活動指導



成人式

社会復帰支援①

少年院法第44条第1項

少年院の長は、在院者の円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

- ・ 適切な住居その他の宿泊場所を得ること、当該宿泊場所に帰住することを助けること
- ・ 医療及び療養を受けることを助けること
- ・ 修学又は就業を助けること
- ・ そのほか、在院者が健全な社会生活を営むための援助

社会復帰支援②（帰住先の確保）

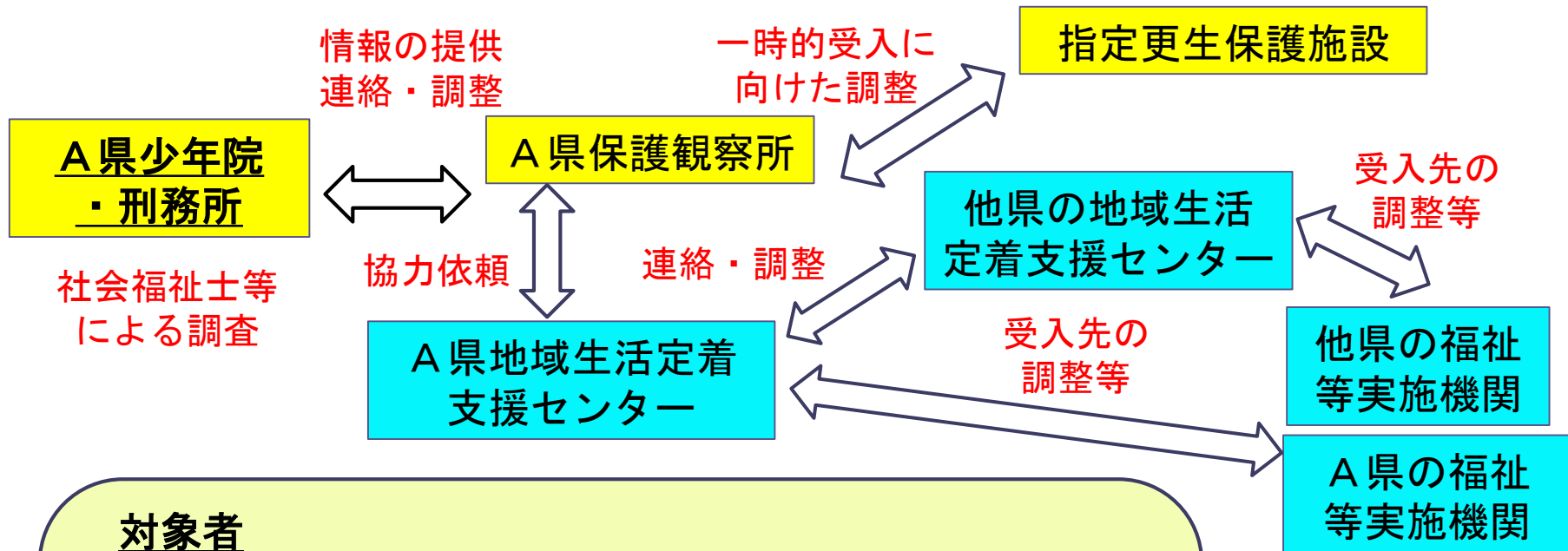
- ・ 基本的な流れ

➡ 父母等の保護者を中心に帰住先を検討

- ・ 少年院や刑務所の被収容者のうち、高齡であるもの又は障害を有するものであって、かつ、適当な帰住予定地のないもの

➡ 生活環境の調整について特別の手續等を定め円滑な社会復帰を図る（「特別調整」）

社会復帰支援③（特別調整の概略）



対象者

- ① 高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- ② 釈放後の住居がないこと
- ③ 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- ④ 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- ⑤ 特別調整を希望していること
- ⑥ 個人情報の提供に同意していること

社会復帰支援④

少年院法第146条（退院者等からの相談）

○対象

① 退院・仮退院した者

② 退院・仮退院した者の保護者その他相当と認める者
（保護者以外の親族，引受人等）

○内容

交友関係，進路選択その他健全な社会生活を営む上での各種問題

○方法

①面談 ②手紙 ③電話

○更生保護官署との連携

保護観察所に対する情報提供等

